

市が行う随意契約の締結については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）及び東かがわ市契約規則（平成 15 年東かがわ市規則第 35 号。以下「規則」という。）に規定されているところであるが、これらの規定の解釈及び具体的な事例を示し、随意契約締結の運用上の指針とする。

I 市契約の基本原則

次の三つの原則が市契約制度における基本理念である。

- 1 機会均等の原則
- 2 公正の原則
- 3 経済性の原則

II 市が行う契約の締結

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、市が行う売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの四つの方法のいずれかにより締結するものとされている。これらの方法のうち、地方自治法上は、一般競争入札を原則としており、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に限り行うことができるものとされている。

III 随意契約の意義

随意契約とは、契約の相手方の選定にあたって、競争入札の方法によらず、随意に特定の者を選定して契約を締結する方法である。

この方法は、手続きが簡単であり、契約事務に携わる職員の事務負担と経費の節減ができるほか、契約の相手方を自由に選定できるため、契約内容の如何によっては、市に最も有利な者を選定できることがある。すなわち、競争入札の方法は、もっぱら価格の高低で優劣を比較するものであるが、品質・性能等の要素が非常に大きなウエイトを占める場合には、価格だけで契約の相手を決めることが不利になる場合があり、そのようなときは随意契約の方が有利である。しかし、このような随意契約の長所に対し、その運用を誤ると 8 契約が特定の者に偏るなど適正な契約が行われぬおそれもある。このようなことのないよう厳正な執行に努める必要がある。

IV 随意契約によることができる場合

随意契約によることができる場合としては、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定（限定列記）されている。

各号ごとの具体的な運用は次のとおりである。

1 予定価格が施行令別表の契約の種類及び金額の範囲内で規則で定める額を超えないとき。(第1号関係)

予定価格の尖額なものについて、その都度通常の競争入札手続きを行うことは事務的に煩雑すぎるので、契約の目的に応じて金額の限度を示し、随意契約ができることとしている。

金額の限度は、本条を受けて規則第21条において定めている。

なお、随意契約によることが簡便であるとして本来一本の契約であるべきものを故意に細分化し、本号の適用を図るようなことがあってはならない。

(随意契約によることができる額)

規則第21条 施行令第167条の2第1項第1号の規則で定める随意契約によることができる額は、別表のとおりとする。

別表

契約の種類	額
1 工事又は製造の請負	200万円
2 財産の買入れ	150万円
3 物件の借入れ	80万円
4 財産の売払い	50万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

別表各号について概説すると、次のとおりである。

(第1号 工事又は製造の請負)

本号の対象は工事又は製造の請負であるが、建築物等の修繕についても本号と同様に解する。機械類の修繕の請負契約については、その態様に応じて「製造の」範疇に入るものもあるが、単にサービスの提供だけの内容のものについては役務提供契約であって、第6号に該当するものと解する。また、印刷製本の請負契約については、本号の「製造」に含まれる。

(第2号 財産の買入れ)

財産には、不動産、動産の有体財産のみならず、特許権等の無体財産をも含むものとする。

(第3号 物件の借入れ)

物件とは、ほぼ物と同様に解する。土地、建物、機械、器具その他の物件の借入契約をする場合は、本号が適用される。物件の借入れは、一年以上の期間のものにあっては年額、一年未満の期間のものにあっては総額を決定して行うのが通例であり、この年額又は総額の限度額は40万円である。

(第4号 財産の売払い)

財産の売払い契約についても契約すべき価格を予定しなければならない。相手方との

意思の合致により実際の契約価格が決定されるが、その際に実際の契約価格が予定価格を上まわったとしても、予定価格の設定の適否の問題は別として、本号が収入の原因となる契約であるため、当該契約の締結は市の収入増となるので許される。

(第5号 物件の貸付け)

物件の意義は、第3号と同じであり、予定価格と契約価格との関係は、第4号と同じである。

(第6号 前各号以外のもの)

第1号から第5号までの典型契約以外の典型契約及び非典型契約については、本号の定めるところによるものである。本号の適用を受けるものとしては、委任契約、役務提供契約等がある。

2 その性質又は目的が競争入札に適しないとき。(第2号関係)

(1) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

契約の目的物が一個人又は一会社において専有する物品の買入れ又は借入れである契約に限る。

(2) 特別の性質を有する品物を買入れ、若しくは契約について特別の目的があるとき、又は特殊の技術を必要とするとき。

特殊の技術とは、具体的には特許、実用新案等に係るもので、次のような場合がこれに該当する。

① 特殊な技術、機械又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することのできないとき。

ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事

「特許工法等」には、建設省等の指導のもとに開発途上にある工法等を含み、

「新開発工法等」には、特殊な機器、設備を含む。

「必要がある工事」としては、次のようなものがある。

(ア) 工期の短縮、安全性の確保、工事公害の防止等を図らなければならない
工事

(イ) 官民の共同開発等、建設省等の指導により開発した工法によるパイロット
工事

イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

「特殊な建築物」とは、迎賓館、国立能楽堂等の特殊な工芸、材料等により施工されたものをいう。

「特殊な建築物等」には、橋梁、石塔等を含み、「補修、増築等」には移設を含む。

ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事

エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

(3) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工

させる必要がある場合

- ① 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
- ② 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

該当する可能性がある設備、機器等の例

ア 同一管理システムの受変電、自家発電、空気調和、防災、エレベータ設備等の建築設備及び機器

イ 同一管理システムの通信、特殊な観測等の設備及び機器

ウ 同一管理システムの水門、揚排水ポンプ等の設備及び機器並びにトンネル換気、非常用施設及び機器

- ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

(4) 市の行為を秘密にする必要があるとき。

(5) 運送又は保管をさせるとき。

(6) 営利を目的としない公共的団体と直接契約をするとき。

営利を目的としない公共的団体と直接契約する場合はこれらの団体が公益を目的とするものであり、利益の追求を目的としているものでないから競争入札に適しない。

具体例として、土地改良事業団体連合会の場合は、調査、測量、設計を一貫して施工し、本市土地改良行政を側面的に援助するために設立されたもので、利益を目的としない団体である。このような団体と契約するときは、純利益分を控除して設計すべきである。よって、一般の業者と比較して安価に計上し、契約できるため、競争入札には適しないので、随意契約によることが適当である。

3 障害者支援施設等で製作された物品を市の規則で定める手続により買い入れるとき、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が母子家庭の母及び寡婦行う事業から市の規則で定める手続により役務の提供を受けるとき。(第3号関係)

次に掲げる施設等から市の規則で定める手続により物品等を調達する契約をするときは、随意契約によることができる。この場合、具体的な例は次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約、又は役務の提供を受ける契約をするとき。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する障害者支援施設
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第26項に規定する地域活動支援センター
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設

- ④ 小規模作業所（障害者基本法第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）
 - ⑤ ①、②又は③に準ずる者として市長の認定を受けたもの
- (2) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。
- (3) 母子及び寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から受ける契約をするとき。
- 4 新商品として生産する物品を市の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。（第4号関係）
- (1) 随意契約により新商品の販売を希望する者は、その新商品の内容や生産の実施方法等を記載した計画を策定し、市長に提出すること。
- (2) 市長は、新商品の生産の目標、内容、実施方法等が技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものとして適切であるか等について審査した上で認定するものとする。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。（第5号関係）
- この規定は「緊急の必要のあること」及び「競争入札に付するときは契約の目的を達することができないこと」の二つの要件を備える必要がある。例えば災害時において指名競争入札による契約の手続きをとるときは時期を失い、あるいは全く契約の目的を実行できなくなり、人命上、経済上はなほだしく不利益をこうむるに至るような場合である。
- なお、緊急の必要とは天災地変その他の非常緊急の場合については随意契約により実施することができるということであり、次のような場合がこれに該当する。
- ① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - ③ 災害の未然防止のための応急工事
- 「災害」とは、自然的又は人為的な事象により生じた被害をいい、二次災害を含む。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。（第6号関係）
- (1) 関連工事等を施工させるとき。
- ここにいう関連工事とは、ある工事の施工中、同一工区内又はそれに隣接する工事をいう。関連工事を施工する場合で、これを他の業者に行わせるときは、資材その他で割高になり不利となるような場合は、先に施工中の業者と随意契約することができる。ただし、この場合当初の工事を入札する際に、関連工事の施工を見越して、当初の契約の損失を承知のうえで安く見積り、関連工事を随意契約によって締結し、これによって前の損失を回復しようとする場合があるが、このような作為を用いたような

場合は随意契約を避けるべきであり、関連工事といっても真に止むを得ないもののみを随意契約とすべきである。ただし、同一工区内でも、工期の都合上又は工事の性質上現に施工中の業者によることができないときは競争入札により実施することとなる。

関連する工事としては、次のような場合がこれに該当する。

なお、これらの場合は、別に定める調整計算を行う。

① 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事

該当する可能性がある工事の例

(ア) 工事施工中における災害等の突発的事由の発生によって必要になった追加工事

(イ) 工事の施工に伴う発注者の責に帰する第三者に及ぼした損害の発生により必要になった追加工事

(ウ) 補正予算の執行、地元協議等により必要となった追加工事

イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

該当する可能性がある工事の例

(ア) 建築工事における屋外排水、通路、門、囲障等の外構工事

(イ) 関係機関、地元等との協議によって生じた早急に実施する必要がある補償工事等の工事

(ウ) 土捨場工事、仮設物の撤去工事、ダム工事における周辺整備工事等のうち、本工事と作業上の連続性がある工事

② 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

該当する可能性がある工事の例

(ア) 長期継続する工事（ダム工事、排水機場工事、堰工事等（機械設備に関する工事を含む。））

(イ) 同一の出入り口を使用するトンネル工事、共同溝工事（機械設備に関する工事を含む。）

(ウ) 橋梁上部製作工事に対する橋梁架設工事

(エ) デビダグ等の橋梁下部工と上部工が一体となる工事

(オ) 基礎工事に対する躯体工事

(カ) 軟弱地盤改良工事に対する盛土工事

- (キ) シールド工場の一次覆工工場の対する二次覆工工場の
- (ク) ゴム堰の下部工場の対する堰本体据付工場の
- (ケ) 建築工場のにおける躯体工場の対する仕上工場の
- (コ) 建築設備工場のにおける配管、配線工場の対する関連機器工場の
- (サ) 特殊土壌改良工場の対する植栽工場の
- (シ) 樹木の根まき工場の対する移植工場の

イ 前工場のと後工場のが密接な関係にあり、かつ、前工場で施工した仮設備が引き続き使用される後工場の（ただし、本体工場のの施工に直接関連する仮設備であって、当該後工場のの安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

該当する可能性がある工場のの例

- (ア) ケーブルクレーン、バッチャーズラント等の仮設備が存置される砂防ダム工場の等及び排泥管等の仮設備が存置される浚渫工場の
- (イ) 同一仮締切内での継続工場の
- (ウ) 路面覆工が存置される継続工場の

③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工場のと交錯する個所での工場で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工場の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

ア 鉄道工場の等と立体交差する道路工場の等の当該交錯個所での工場の

イ 他の発注者の発注に係る工場のと一部重複、錯綜する工場の

(2) 打切った工場のの再起工のとき。

(3) 契約時期を失するとき。

物件の購入にあたり、機を失することなく、契約を締結しなければ契約する時期を失い、又は著しく不利な価格をもって契約を締結しなければならないおそれのあるとき及び支給材料の価格が事変その他で暴騰するような場合である。

7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(第7号関係)

(1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

(2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

8 入札者又は落札者がいないとき。(第8号関係)

(1) 一般競争入札又は指名競争入札をしても入札者がいないとき。

(2) 入札に付しても落札者がいないとき。

(1) の入札者がいないときは、通常の場合指名者全員に入札する意思がなかったことを前提としており、交通機関が途絶し、入札に参加しようとしてもその方途がないよ

うな場合については止むを得ないものと考えられ、別の日時を指定して入札を行うべきである。

(2) は最初の入札の結果落札者がなく、引き続き行った入札(再度の入札)をしても落札者が出ずに全員又は最低者一人を残して辞退したような場合である。

このような場合は、競争入札のときに定めた予定価格その他の条件を変更することなく、随意契約によることができる。

9 落札者が契約を締結しないとき。(第9号関係)

競争入札の結果落札者が決定したが、規定の期間内に契約を締結しないときは、履行の意思がないものと認め、落札金額の範囲内で格付けなど考慮のうえ、他の者と随意契約できる。この場合、履行期間を除くほか最初の入札条件を変更することはできない。

V 随意契約の手続

1 予定価格の作成

随意契約の場合も適切な価格を検討のうえ、競争入札の場合に準じてあらかじめ予定価格を定めなければならない。

2 見積書の徴収

規則第22条第2項に「随意契約による場合においては、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。」と規定しているが、随意契約の場合でも競争の理念に基づき、資力、信用等の確実と認められる者から見積書を徴してそれらの者の価格を比較検討し、もっとも有利な価格で見積りをした者を契約の相手方とすべきであるため、原則3人以上から見積書を徴することとする。

ただし、3人以上の者から見積書を徴することができない場合又は徴する必要がない場合はこの限りではない。

3 随意契約理由の例示

(1) 施行令第167条の2第1項第1号を適用する場合

契約理由…本工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び東かがわ市契約規則第21条に該当する少額なものであり、事務効率化を図るため、下記業者から見積書を徴し随意契約により実施したい。

(2) 施行令第167条の2第1項第2号を適用する場合

(例の1)

契約理由…本工事は、「○○○○」の特許工法による技術を必要とし、下記業者以外では施工ができないものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により実施したい。

(例の2)

契約理由…本工事は、既設の○○設備と密接不可分な関係にあり、既設の設備を施工した者以外の者に施工させた場合、○○設備の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により実施したい。※著しい支障の具体的な内

容を示すこと。

(例の3)

契約理由…本業務は、土地改良事業団体連合会に委託した場合、団体の性格上利益を追求するものでないため、一般より有利に契約できることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により実施したい。※一般より有利とは、測量について諸経費に90%乗じる等の措置をいう。

(3) 施行令第167条の2第1項第5号を適用する場合

契約理由…本工事は、〇〇年〇〇月〇〇日の豪雨出水により河川堤防が決壊し、緊急の必要により競争入札に付すいとまがないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、手持資材及び設備等を有し、緊急の工事の施工が可能な下記業者から見積書を徴し随意契約により実施したい。

(4) 施行令第167条の2第1項第6号を適用する場合

契約理由…本工事は、〇〇年〇〇月〇〇日に請負額〇〇〇〇円をもって〇〇〇と契約締結した〇〇〇工事に接続して施工するもので、設備資材等関連があり、他の業者と指名競争入札する場合より仮設費、営繕損費、現場管理費、一般管理費等において〇〇〇円安価に設計できる見込みであり、工事の性質上現在契約履行中の者に施工させた方が経費の節減が確保できるなど有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、下記業者と随意契約により実施したい。

附則(平成17年3月1日訓令第15号)

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附則(平成20年2月29日訓令第2号)

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附則(平成25年11月15日訓令第11号)

この訓令は、平成25年11月15日から施行する。